| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） |
| 第８　教育庁の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 |
| １　大阪府産業教育フェア負担金 |
| 【意見94】大阪府の果たすべき役割・根拠の明確化【教育庁】 | 大阪府は，大阪府産業教育フェア負担金に関し，大阪府産業振興フェア実行委員会やその構成員との間で協定書を締結するなどして，大阪府が果たすべき役割，その内容及び根拠を明確化すべきである。 | 　左記負担金に関し、包括外部監査の意見を踏まえ、協定内容の検討及び協定書締結の可否等について、左記実行委員会と協議・調整を行っていく方向である。（令和２年度は大阪府産業教育フェアが中止となったことから同実行委員会についても会議の開催が中止となった。） |
| 【意見95】実績報告書，検査調書の作成【教育庁】 | 大阪府は，大阪府産業教育フェアにかかる負担金について，その性質を負担金として整理した後も，大阪産業教育フェア実行委員会から実績報告書を徴求し，検査調書を作成すべきである。 | 　令和元年度から負担金交付に伴う、実績報告として、収支決算書及び事業報告書を提出させ、負担金事業が適切に完了していることを確認し、検査調書を作成した。 |
| 【意見96】議事録の有無の把握【教育庁】 | 大阪府は，大阪産業教育フェア実行委員会の会議が開催されたときは，議事録を作成するよう指導するとともに，大阪府としてもその議事録の写しを受領するなどして会議の内容を記録化すべきである。 | 　今後、開催される会議より議事録を作成するよう指導するとともに、また、府においてもその写しを受領し記録化（保管）する。 |
| ２　国民体育大会近畿ブロック大会分担金 |
| 【意見97】分担金支出の根拠の明確化【教育庁】 | 大阪府は，国民体育大会近畿ブロック分担金について，大阪府が同大会実行委員会に支出する根拠を整理し，明確化すべきである。 | 　国民体育大会近畿ブロック分担金について、大阪府が同大会実行委員会に支出する根拠を整理し、「国民体育大会近畿ブロック大会開催経費に関する申し合わせ事項」によって支出の根拠を明確化した。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| ３　近畿高等学校種目別体育大会運営補助金 |
| 【意見98】補助金支出の根拠の明確化【教育庁】 | 大阪府は，近畿高等学校種目別体育大会運営補助金に関し，補助金交付要綱を制定し，あるいは，大阪高等学校体育連盟又は近畿高等学校体育連盟との間で負担金を支出する協定書を締結するなどして，大阪府の支出の根拠を明確化すべきである。 | 　近畿高等学校種目別体育大会運営補助金について、大阪高等学校体育連盟と「近畿高等学校種目別体育大会開催経費に関する申し合わせ事項」を締結し、支出の根拠を明確化した。 |
| ４　公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金 |
| 【意見99】補助事業の効果測定および評価【教育庁】 | 大阪府は，公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金の補助効果を補助金の目的に照らして，具体的に検証すべきである。 | 　公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金の補助効果を補助金の目的に照らして、国民体育大会の各競技ごとの成績表等をもとに、競技結果の評価等、補助効果を検証していく。 |
| 【意見100】国民体育大会への派遣に関する旅費の補助の見直し【教育庁】 | 大阪府は，公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金のうち，国民体育大会への派遣に関する旅費について，本補助金において交付すべきものであるか補助事業の趣旨目的及び要件に照らして検証し，その支給に関する公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金のあり方を見直すべきである。 | 　国民体育大会への派遣に関する旅費について、本補助金において交付すべきものであるか補助事業の趣旨目的及び要件に照らして検証し、旅費については当該補助金の対象外とした。 |
| ５　大阪府国民体育大会派遣事業交付金 |
| 【意見101】事業実績報告書の記載【教育庁】 | 大阪府は，大阪府国民体育大会派遣事業交付金に関し，事業実績報告の記載事項について，誤解を与えない記載とするよう，交付先の競技団体に対し指導すべきである。 | 　事業実績報告書の記載事項について、誤解を与えない記載とするよう交付先の競技団体に対して指導した。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| ６　大阪府育英会運営費等補助金 |
| 【意見102】大阪府育英会に対する財政的関与のあり方【教育庁】 | 大阪府は，大阪府育英会運営費等補助金に関し，奨学金の貸付事業について補助金交付という府の財政的関与の手法が最も適切な手法であるか検証し，また，補助金交付の方法が最も適切であるとされた場合，その具体的な方法について他の自治体の方法と比較するなどして，さらに効率的かつ効果的に行う方法を検討すべきである。 | 奨学資金貸付事業は、膨大な債権管理を長期間行っており、補助金交付による法人（大阪府育英会）運営により、民間視点による効率的な事業運営や管理経費の抑制が図られており、これまで府としては最も適切な手法として補助金を交付しているところであるが、左記意見を踏まえ、必要に応じて、例えば他の自治体の手法等について情報を収集し、府の手法と比較検討するなど、今後とも効率的かつ効果的な事業実施に努めて行く。 |
| ７　私立専修学校高等課程経常費補助金 |
| 【意見103】交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準による要綱記載の要件の明確化【教育庁】 | 大阪府は，大阪府私立専修学校高等課程経常費補助金の，交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準において，「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」という要件に関して，どのような経常的補助を受けていれば本補助金の交付対象学校法人等から除外されるかについての例示を示すべきである。 | 　国の私学助成メニューは多岐に渡り、社会情勢やニーズに応じて制度が変遷するものであること、また、過去に交付対象学校法人が設置する高等課程が「国又は他の経常的補助」制度の対象であった実績がないことから、除外対象となる「国等の経常的補助制度」を予め設定することは想定していない。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 【意見104】ガバナンス向上取組係数における公表資料のチェック【教育庁】 | 大阪府は，各補助対象法人に対して，大阪府私立専修学校高等課程経常費補助金の，交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準「⑪ガバナンス向上取組係数」における各公表資料の書式の指導等を行うとともに，「⑪ガバナンス向上取組係数」の要件を満たしているか判断するにあたり，単に公表資料が公表されているか否かだけではなく，公表資料に，公表基準によって記載が求められる項目が記載されているか否かを実質的に審査するよう改めるべきである。 | 　私立学校法では、「私立学校はその特性に鑑みて自主性を重んじるもの」とされており、文部科学省における私立学校法の解説においても、「私立学校において、建学の精神や独自の校風が強調されていること、また、所轄庁による規制ができるだけ制限されている」と示されている。もとより私立学校が自ら作成・公表している各資料（財務諸表・学校評価等）の様式や内容は、各学校法人の建学の精神や独自の校風が反映された、運営方針や教育活動の内容そのものであることから、大阪府の権限において、各資料の書式にまで踏み込んだ指導を行うことはできないものと考える。各公表資料の充実も含めて、学校法人が主体的にガバナンス向上に取り組むよう働きかけていく。 |
| ８　私立外国人学校振興補助金 |
| 【意見105】要綱や交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準における要綱記載の要件の明確化【教育庁】 | 大阪府は，私立外国人学校振興補助金における「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」という要件が，対象経費に対して日本国内の公費が重複して充当されることを排除する目的で設けられているのであれば，本補助金交付要綱や，交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準において，「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」という要件に，「国外からの経常費助成を受けている場合は除く」，という趣旨の文言を付記すべきである。 | 　本件補助金の対象経費に公費が重複して充当されることを排除する目的の要件に係る、左記意見について、考察したところ、私立外国人学校に対する国外（外国政府等）の助成制度に日本国内の公費が充当されているものは現存していないことから、現状において、あえて文言を当該補助金交付要綱等に付記する必要はないと考えているが、今後の状況の変化等、その必要が生じた場合は、適時検討していくこととする。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| ９　私立高等学校等経常費補助金 |
| 【意見106】配分基準における生徒1人当たりの授業料負担額，高等学校全体の収支及び財務状況の考慮【教育庁】 | 大阪府は，大阪府私立高等学校経常費補助金の配分基準による補助金額の算出において，生徒1人当たりの授業料負担額等の生徒納付金収入額，高等学校全体の収支及び財務状況を配分基準に入れることを検討すべきである。 | 　本件、補助金額の算出において、生徒一人当たりの授業料負担額や学校全体の収支及び財務状況を配分基準に入れた場合、経営が順調な学校の補助金の減額につながるとともに、経営努力を怠るなど、学校経営の健全性の確保が損なわれることが懸念されるため、配分基準に入れることは想定していない。今後、左記意見を踏まえ、本件補助事業を実施する中で、状況の変化等により、必要な事情が生じた場合には、その方法も含め検討していきたい。 |
| 【意見107】検査調書の記載方法【教育庁】 | 大阪府は，大阪府私立高等学校経常費補助金の実績報告書に基づく検査に際して，実績報告書及び資金収支決算書（見込み）のみならず，その作成する基となった根拠資料をも確認すべきである。また，全件の根拠資料を確認することが困難である場合には，根拠資料のサンプリング調査を検討すべきであり，根拠資料のサンプリング調査を実施した場合には，根拠資料のサンプリング調査を実施した件数を検査調書に記載すべきである。 | 　学校法人は、文部科学省が定めた「学校法人会計基準（補助金の適正な配分と効果のために、学校法人の経理の標準化を図るため設けられているもの。）」に基づいて会計処理を行い、各種計算書類を作成することとなっている。現状の補助金の検査では、当該基準に基づき作成された「資金収支決算書」を実績報告書と併せて確認しているところであり、資金収支決算書作成のための証憑書類等までは提出を求めていない。今後、左記意見を踏まえ、必要な事情が生じた場合には、証憑書類等の確認方法も含め検討していきたい。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 10　私立幼稚園経常費補助金 |
| 【意見108】学校関係者評価における学校関係者委員会の構成【教育庁】 | 大阪府は，大阪府私立幼稚園経常費補助金の配分基準「（３）調整要素，オ　情報公開調整」における「学校評価（学校関係者評価）」に関し，学校関係者委員会による評価がなされている場合は，「学校評価（自己評価）」の作成に関与した者の意見が学校関係者委員会において反映されないよう指導すべきである。 | 　左記意見を踏まえ、令和２年１月27日に実施した、全ての私学助成を受ける幼稚園を対象にした、私立幼稚園経常費補助金配分基準等説明会において、「学校関係者評価は、自己評価の結果について、評価を行うものを基本とすること」及び「自己評価の作成に関与した園長等を含む教職員の意見が、学校関係者評価に反映されないようにすること」を周知した。今後も、適時に周知・指導を行うこととする。 |